

# 平成24年 年頭所感



特許技監  
櫻井 孝

新年明けましておめでとうございます。2012年の年頭にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

昨年は、3月に東日本大震災が発生し、わが国にとって大変苦しい1年であったと思います。昨年のこの時期、こんな大災害が起こるとは夢にも思いませんでした。震災の起こった当日、テレビから報じられる恐ろしいリアルタイムの映像を見て、この大災害から果たしてわが国は立ち直れるのだろうかと言葉を失ったことを昨日のこのように思い出します。特許懇の会員のご家族や出願人の皆様の中にも、この震災に遭われてご苦勞をされた方もたくさんいらっしゃると思います。

私たちが日頃から取り組んでいる知的財産制度は、直接的にはこのような大災害からの復興に寄与できるところは少ないものと思われま。しかし、少しでも復興を支援できるものがあればという観点から、昨年8月1日に震災復興早期審査をスタートさせましたが、その利用件数は50件を超えております。12月下旬には、震災の被害に遭われた中小企業からの要請にお応えして、土井特許審査第二部長の指揮の下、福島において集中的な出張面接審査も行いました。わが国では震災によって経済的な活動が一時的に停滞するとしても、世界の経済活動はそれを待っていてくれるわけではありません。特にグローバルな活動を展開する企業にとっては、やはり知的財産権の取得は遅滞なく行っていかなければならないものであると思います。特許庁としても震災からの復興に少しでも役立つよう、今後とも心していかなければならないものと考えております。

## (特許審査の現状)

日本特許庁における特許審査の現在の状況について簡単にご説明しますと、ピーク時(2007年度末)に91万件あった審査順番待ち件数(いわゆる滞貨件数)が、2011年度の上半期末には、47万件にまで減少いたしました。審査順番待ち期間も、同上半期末で25月台まで短くなってきており、今年度末にはいよいよ2年の大台を切って、22月台まで短くなるが見込まれています。あくまでもこのまま順調に推移すればという前提ではありますが、かつて2004年の知財推進計画の中に明記された「2013年に審査順番待ち期間を11月にする」という大目標については、これを達成する見込みが立つような状況

にまでできております。

もっとも、2013年末までにはあと2年ほどあります。昨今の特許庁を取り巻く状況を見ますと、企業行動の多様化やそれに伴う出願構造の変化などにより、新たな取組を迫られるような政策課題も出てきております。そういう課題に取り組みつつも、まずは前述した「2013年に審査順番待ち期間を11月にする」という大目標を着実に達成できるよう、引き続き審査処理に取り組み必要があります。後述しますが、これからの特許審査におけるキーワードは「タイムリーな審査の実施」だと思っています。特にグローバル展開する企業にとっては、まさに特許権を欲しいときにタイムリーに審査をして過不足無い権利を付与することが肝要です。このタイムリーという言葉には、早いものもあれば、遅くてよいものもあるだろうという意味があります。ただ、今後そういう議論をするにしても、標準的な審査順番待ち期間というのは堅持していく必要があるでしょう。それはとりもなおさず「審査順番待ち期間11月」であると思います。それを中心として早いとか遅いとか、タイミングを考えるべきです。そういう観点から、まずは「審査順番待ち期間11月」を着実に達成すべく引き続き取り組んでいくことが大切だと考えます。

## (ユーザーの要望に応えられる施策の展開)

日本特許庁は、これまで毎年、幹部職員による企業との意見交換を積極的に行ってきました。その中で企業の方々にお願してきたのは、経営戦略と事業戦略と知財戦略の三位一体での取組の推進ということでありました。ただ、それは言うのはたやすいですが、実行するとなるとなかなか大変なものだったようです。実際、これまでのわが国企業からの出願の多くは、開発成果起点型とも言うべきもので、新しくよい技術ができたからそれを特許権利化しよう、という発想が強かったのではないかと思います。もちろんそれを否定するわけではなく、もともと技術開発は経営戦略や事業戦略に沿った形で行われるものから、これも三位一体の一翼を担うものでありましようし、優れた技術が産まれたならば特許権で保護するのは制度の根底をなす概念であります。

しかし最近、これとは若干趣を異にし、事業起点型とも言

うべき特許出願群が現れてきています。これは、企業において次にあるべき事業戦略を策定し、それを展開するためにはどのような特許網(クレーム群)が必要であるのかを考え、それに合わせて手許にある技術を特許網になるように群として出願する、というものであります。特に海外への事業展開という視点でそのような取組をする企業が出てきております。

このような活動は、これまで日本特許庁が企業との意見交換会の場でお願ひしてきたものに他ならず、これでこそ海外に対して知財立国が実現できるということが出来ます。お願ひしてきたことである以上、企業側からこのような特許出願群に対して特許審査部として適切な対応をして下さいという要望には真摯に答えていく必要があります。それには企業側から事業の内容やそれを裏打ちする技術的な側面について審査官にしっかりと説明をしていただく必要がありますが、審査官にとっても、そのような重要な特許出願群の審査に携わることができるのは、やりがいのある仕事ではないかと思ひます。

このような、やりがいがあり、出願人からも評価され、結果として知財立国の実現に資するような審査の進め方について、これから議論をしていきたいと考えています。特技懇の会員の皆さんもよく考えていただけたらと思ひます。

#### (グローバル化への対応)

世界的な景気後退を契機として、国内の特許出願件数が減少してきていることについては、いろいろな分析がありうと思われまふ。しかし、その原因分析はさておき、国内の特許出願件数はここ2年ほどほぼ横ばい状態が続いており、減少傾向は底を打った観があります。他方で、特許出願のグローバル化は着実に進んでおります。

日本人による特許出願件数の推移を見ても、1995年と2008年を比較した場合、国内への出願は約33万件と同程度に対して、海外への出願は7.1万件から17.2万件へと、2倍以上に増加しており、国内型から海外型へのシフトが進んできていることが伺えます。特に近年は国際特許出願(PCT出願)の件数の増加が著しく、これまで毎年、対前年比で約10%の増加であったものが、今年度は、前年比約20%の割合で増加してきております。今後ますます企業の事業活動がグローバル化するに伴い、知財活動のグローバル化も進んでいくものと予想します。

この事業活動のグローバル化という視点で考えますと、事業には展開するのに最適のタイミングがあると思ひます。これがまさに事業戦略というものでしょうが、前述したように特に事業起点型の特許出願というものを考えたとき、そこには適当な特許権の成立時期というものがあると思われまふ。つまりは、ユーザーが特許権を欲しいと思うそのときに合わせた「タイムリーな特許審査」がこれからは必要になるものと考えまふ。例えば、事業交渉を行う上で一刻も早く特許権が欲しいということもあるでしょう。他方で、例えば国際標準技術のように、ある程度帰趨を眺めながら特許請求の範囲(クレーム)を確定

したい、ということもあるでしょう。日本発の技術が国際標準になるように官民を挙げて取り組むことの必要性が掲げられていることを考えれば、知財の側面からこれをサポートする仕組みがあってもしかるべきであると思ひます。早く権利化したいという要望に対しては、日本特許庁は早期審査やスーパー早期審査というツールを用意し、着実に成果を挙げています。しかし、若干遅い方がありがたいという出願に対するツールは持ち合わせておりません。今後は審査のタイムリネスということについて議論を深めていく必要があると思ひます。

一旦日本特許庁において特許網が構築できれば、海外展開に向けたツールとして特許審査ハイウェイ(PPH)があります。日本が提唱し、日米との間で最初に始まったPPHは、日本で特許になった出願を基に、好きなタイミングで、海外での権利化を実現するツールとして利用することができます。このPPHは、2006年7月の試行開始以来5年半が経過し、これまでの世界のPPH利用累積件数は約13,000件になっております。昨年11月には、長年の想いであった中国とのPPHを世界に先駆けて締結することができ、大変嬉しく思っております。現在、日本は19の国・地域とPPHの締結をしており、今後も企業がグローバルに活躍できる場を広げるべく、このPPHのサークルを拡大していくことが必要と考えております。

#### (国際的に通用する安定した権利の設定)

さらに、審査の品質についても国際競争が激しくなっております。PPHでは、同じクレームについて2国で審査されることとなりますが、この施策を通して、2国間で異なる審査結果が出てしまうことがあるという結果が浮き彫りになってきました。このような状況では、企業は海外で安心して活動を行うことはできません。現在、各国特許庁間において、各国の審査結果の相違を低減し、権利化の予見性や安定性を確保するため、制度・実務・運用の調和に取り組んでいるところです。このような各国間の運用の調和に向けた努力とともに、庁内における品質の管理にしっかりと取り組んでいくことが重要です。その体制も含めたあり方について、議論を深めていきたいと思ひます。

また、よりの確な先行技術調査(サーチ)をサポートするために、増大する中韓特許文献のサーチ手段の構築、国際的な特許分類の調和の推進も必要です。特許分類については、米欧間で進む分類調和プロジェクト(CPC)の進展に注視しつつ、五庁で進める共通特許分類構築プロジェクト(CHC)を前進させたいと思ひます。

意匠部門もヘーグ協定加盟に向け、審議会意匠制度小委での議論が始まりました。特許部門ともども検討すべき課題は多いですが、今年もしっかり取り組んでいきたいと思ひます。

最後になりましたが、本年が皆様にとって良い年となりますよう祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。